

ニュースポーツ用具貸出に関する取扱い

1 目的

この取扱いは、鹿児島県社会福祉協議会長寿社会推進部が保有するニュースポーツ用具（以下、「用具」という。）の貸出に関する、必要事項を定めるものとする。

2 用具の貸出等

用具は、次により無料で貸し出すことができるものとする。

- (1) 貸し出しの対象者は、すこやか長寿社会運動の中で展開する地域づくり、健康づくり、生きがいくりに取り組む県内の高齢者等の団体、公的機関、社会福祉施設等（以下、「借受者」という。）とする。
- (2) 貸し出しを受けようとする借受者は、あらかじめ電話等で貸出用具の内容を長寿社会推進部へ申し出ることとする。
- (3) 長寿社会推進部は、次に掲げる場合を除き貸し出すものとする。
ア 借受者が、営利目的や公序良俗に反する使用をすると認められる場合
イ 既に貸出予約等がある場合
- (4) 用具の貸し出しは、別紙「ニュースポーツ用具貸出申込書兼借受書」により行うものとする。

3 貸出期間

用具の貸し出し期間は、自然災害等により返却することができない場合など、特別な事情がある場合を除き、概ね2週間以内とする。

4 貸出方法等

用具の貸し出しは、原則として来所により行うものとする。

但し、遠隔地等で来所により行うことが難しい場合は、送付により行うものとするが、送料はすべて借受者の負担とする。

5 貸出中の管理

- (1) 借受者は、使用期間中における用具の取り扱いについて、善良な管理に努めなければならない。
- (2) 借受者は、故意または重大な過失により用具に破損または滅失、損傷等を与えた場合は、その補修等に努め、修復や補充等に係る費用を弁償しなければならない。

6 その他

この取扱いに定めるもののほか、用具の貸出に関する必要な事項は、長寿社会推進部において別途協議する。